

# 環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 TEL 027-372-5111 営業部発行

第 19 巻第 3 号(通巻 87 号)

5 月号 2017 年 5 月 1 日

## 「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」の通知について

(平成 29. 3. 21 付 環廃対発第 1703212 号、環廃産発第 1703211 号)

事業活動を進めると大なり小なりの廃棄物が発生しますが、近年、その廃棄物が適正な処理が行われず問題となる事例が多発することから、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部より各都道府県・政令市廃棄物処理担当部局長あてに通知が出されました。これは、建築廃棄物の悪質な下請け業者への委託による不法投棄や、食品廃棄物の処分業者による不正転売等が引き金となっています。

本来、廃棄物は「廃棄物処理法」により規制され「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされていますが、今回の通知では、適正な廃棄物処理を進めるため、1. 排出事業者責任と重要性、2. 規制権限の及ばない第三者について、の 2 項目について、排出事業者と廃棄物処理業者に周知徹底するというものになっています。1. では他者に処理を委託する場合は適正に処理できると認められる者に委託すること等、2. では排出事業者と処理業者の間に介在する仲介業者等(第三者)に処理委託契約等を任せきりにせず、自らの責任を十分に理解する旨等が記載されています。

廃棄物の排出事業者に該当するであろう事業所の方、再度、自社は大丈夫であろうか？確認をお願い致します。



## 平成 29 年度「全国安全週間」のスローガンが発表されました。

(平成 29. 3. 31 付)

### 今年度は「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」

に決定しました。厚生労働省では 7 月 1 日からの 1 週間を全国安全週間とし、前月 1 ヶ月間を準備期間としています。

このスローガンは、事業場と本社による全社的な安全管理を進め、労働者の安全意識高揚を図り、安全な職場環境を継続的に形成するよう呼びかけるものだそうです。改めて皆様の安全活動の見直し、更なる推進を図ってみてはどうでしょうか。

## 労働安全衛生法施行令の一部改正(三酸化二アンチモン)について

平成 29 年 3 月 29 日に労働安全衛生法施行令の一部改正があり、平成 29 年 6 月 1 日から施行となります。改正の内容は、特定化学物質障害予防規則の管理第 2 類物質に追加されました(重量の 1% を超えて含有する製剤その他の物)。それにより、局所排気装置の設置等の発散抑制、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断等が必要となります。作業環境測定、作業主任者の選任に関しては、平成 30 年 5 月 31 日まで猶予)。作業環境測定の結果及びその評価結果の記録を 30 年間保存、作業場における物質の名称等の表示、作業記録、健康診断結果の 30 年間の保存、事業廃止時の労働基準監督署長への記録の提出等が義務付けられます。

作業を行う作業場については、毎日 1 回以上掃除する。作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等は、付着した三酸化二アンチモン等の除去等を行った後でなければ作業場外に持ち出してはならない。三酸化二アンチモン等の粉じんを湿潤な状態にして取り扱うときは局所排気装置等を設置することを要しない。〈以下のア～ウまでの作業に労働者を従事させる場合〉ア：製造炉等に付着した三酸化二アンチモン等のかき落とし作業 イ：製造炉等からの三酸化二アンチモン等の湯出し作業 ウ：ア及びイの作業を行う場所において行う掃除の作業・全体換気装置(除じん装置を付設)を設けてこれを有効に稼働させること。また労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣を使用させること。当該作業を行う労働者以外の労働者の立ち入りを禁止しその旨を見やすい場所に掲示すること。等の措置を講じた場合には、局所排気装置等を設置することを要しない。樹脂等により固化されたことにより、粉じんの発散するおそれがない三酸化二アンチモン等を取り扱う業務については、特化則を適用しない。

## 最新エネルギー分散X線 マイクロアナライザ(EDX)の紹介

弊社は3台のエネルギー分散X線マイクロアナライザ(EDX)を所有しています。1台はFE-SEMに、2台は汎用SEMに搭載されています。

エネルギー分散X線マイクロアナライザ(EDX)は、数 $\mu\text{m}$ ~数百 $\mu\text{m}$ の異物や微小部分の定性・定量分析が可能であり、任意の領域について指定元素の分布状態を求めることもできます(マッピング分析)。障害解析や研究開発には欠かすことのできない装置です。

昨年、弊社リサーチグループに導入した最新のエネルギー分散X線マイクロアナライザ(HORIBA-EMAX Evolution)について、旧装置と比較して向上した機能をご紹介します。

### ＜向上した機能＞

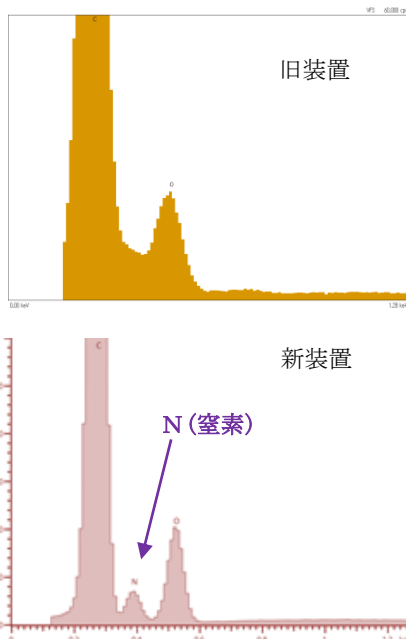
◎検出器の保護膜として使用されている有機膜の機能向上により、軽元素(C, N, O)の検出感度が格段に良くなりました。

◎Si(Li)検出器がSDD検出器に代わり、検出する信号のS/N比が向上し、その結果としてエネルギー分解能が高くなりました。

◎SDD検出器の素子面積の大形化とその性能を最大限に引き出すソフトウェアの組み合わせにより、正確な定性・定量分析や高精度なマッピング分析ができるようになりました。

右図は旧装置(HORIBA-EMAX-7000)と新装置(HORIBA-EMAX Evolution)で6-ナイロンを元素分析したデータです。

新装置の機能向上により、旧装置では検出できなかったN(窒素)が検出できるようになりました。なお、測定時間は100秒です。



## 「公定法」とは何なのでしょう

弊社業務の流れとしましては、お客様から分析試料をお預かり、又はサンプリングを行った試料を分析し、報告書として数値報告を行っております。そして、最終的な成果品としてお客様にお送りするのが、報告書(計量証明書)となります。

報告書には、測定・分析結果としての数値が記載されておりますが、同時にどのような分析(試験)方法で実施されたかも記載されております。その中で、国際・国家又はそれに準ずる試験機関にて指定された試験方法が「公定法」と呼ばれる試験法になります。

弊社業務にて主に関係する公定法には、日本工業規格(JIS)や、日本薬局方、作業環境測定ガイドブック等があげられますが、分析・試験の条件を定めることで、異なる試験所でも同一試料から同一の結果が出るようにすることが、公定法の役割となります。

また、公定法を定めるためには、試験のバリデーション(妥当性評価)を実施いたします。この妥当性の評価は、異なる試験所で実施した場合、又は同一の試験所内においても分析・試験に係る機器、担当者、日程等の違いにおいて、結果が許容される誤差内に収まるのか、厳しく評価が行われます。

この試験法のバリデーションは、大きく試料採取方法、判定基準、分析法に分類されます。その中で、分析法のバリデーションは、幾つかのパラメータに分類され評価されます。

真度(真の値と測定値との偏りの程度)、精度(分析値のばらつきの程度)、併行精度(繰り返しのばらつきの程度)、室内再現性(試験者、分析機器の変更によるばらつきの程度)、室間再現性(異なる試験所間でのばらつきの程度)等を挙げることができます。

弊社の報告書に記載されている「公定法」につきまして、大まかにですが、意味合いを理解して頂けたでしょうか。これからは、少し違った目で報告書を見て頂けると幸いです。



本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 [info@get-c.co.jp](mailto:info@get-c.co.jp)

